

文京共創フィールドプロジェクト実施要綱

2022 文企企第 1 号令和 4 年 4 月 1 日区長決定

改正 2025 文企企第 670 号令和 8 年 1 月 2 9 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、スタートアップ企業、大学等（以下「団体等」という。）による、区の区域内（以下「区内」という。）における先進的・画期的な技術等を活用した事業、実証事業等の取組（以下「提案事業」という。）に対して、区が団体等の事業実施に向けた支援を行うことにより、地域課題や社会的課題の解決を図ることを目的とする。

(事業内容)

第 2 条 区は、前条に規定する目的を達成するため、団体等が実施する、地域課題や社会的課題の解決に資する先進的・画期的な技術等の社会実装に向けた実証事業等を支援する事業を実施する。

(対象者)

第 3 条 前条に規定する区が実施する事業（以下「本事業」という。）の対象となる者は、法人格を有する団体等又はこれらに準ずると区長が認める団体等で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 団体等の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- (2) 適切な会計処理が行われていること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的としていないこと。
- (4) 役員又は使用人が文京区暴力団排除条例（平成 24 年 3 月文京区条例第 4 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者（同条第 2 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は当該者と密接な関係を有する者を含む。）でないこと。
- (5) 過去に区又は他の行政機関から助成等を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(提案事業の要件)

第 4 条 本事業の対象となる提案事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 区内で事業を実施し、地域課題や社会的課題の解決を図る内容であること。
 - (2) 先進的・画期的な技術等に基づく事業等であること。
 - (3) 実証期間が、おおむね 1 年以内であること。ただし、採択された提案事業の実証期間を延長する必要がある場合において、次条第 1 項の規定による申請があり、同条第 2 項の規定により当該提案事業の採択を認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案事業は、本事業の対象から除くものとする。
- (1) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を図ることを目的とする事業
 - (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業
 - (3) 調査又は研究のみを目的とする事業
 - (4) 法令等若しくは公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあり、又は反社会的勢力等に関わる者の関与がある事業
 - (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て等、事業の継続性について不

確実な状況が存在する事業

- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が対象とすることが適当でないとした事業
(提案事業の採択)

第5条 提案事業の採択を受けようとする団体等は、所定の期日までに、区が指定する方法により文京共創フィールドプロジェクト申請書兼同意書（別記様式第1号）に提案事業の内容が分かる書類を添えて区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、別に設置する文京共創フィールドプロジェクト審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、提案事業の採択の可否を決定する。

3 区長は、前項の規定により提案事業の採択を行うことが適当であると認めるときは文京共創フィールドプロジェクト採択通知書（別記様式第2号）により、適当でないとしたときは文京共創フィールドプロジェクト不採択通知書（別記様式第3号）により、第1項の規定により申請した団体等に通知するものとする。

(事業の変更等)

第6条 前条第2項の規定により提案事業の採択を受けた団体等（以下「採択団体等」という。）は、提案事業の内容を変更し、又は提案事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、区と協議の上、文京共創フィールドプロジェクト変更等申請書（別記様式第4号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは文京共創フィールドプロジェクト変更等承認通知書（別記様式第5号）により、適当でないとしたときは文京共創フィールドプロジェクト変更等不承認通知書（別記様式第6号）により、採択団体等に通知する。

(実績報告)

第7条 採択団体等は、採択された提案事業が終了したときには、速やかに当該事業の実績が分かる書類を区長に提出しなければならない。

(報告、調査等)

第8条 区長は、必要があると認めるときは、採択団体等に対して採択された提案事業の実施状況について口頭若しくは文書により報告を求め、又は関係者に質問することができる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項については、企画政策部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。